



米沢市報道資料

特定空家等の略式代執行について「代執行宣言」
を行います。

令和8年 10 月 9 日
建築住宅課空き家対策担当
電話 22-5111(内線4855)

所有者不在の下記の特定空家等について、損壊が進み、倒壊の恐れや周囲に被害を及ぼす可能性が深刻化していることから、危険を排除するため空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「略式代執行」による解体工事を実施するにあたり、下記のとおり「代執行宣言」を行います。

記

- 1 日時
令和 8 年 10 月 15 日(木) 午前 10 時 00分から(解体作業は 19 日(月)から予定)
- 2 宣言場所
米沢市古志田町 2207
- 3 内容
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく略式代執行を行うにあたり、代執行宣言を行うもの
- 4 宣言者
米沢市 建設部長 石川 隆志
- 5 その他
周辺に駐車場がありませんので、車でお越しの際は近隣住民の迷惑とならないよう駐車願います

特定空家等の略式代執行について

1 略式代執行の概要

以下に示す「所有者不在の空き家」について、これまで応急措置を行ってきたものの、倒壊の恐れや周囲に被害を及ぼす可能性が年々深刻化してきていることから、危険を排除するため空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「特定空家等」に認定し、「略式代執行」による解体工事を実施するもの。

2 物件の概要(登記上(床面積は課税上))

当該物件は米沢市の西部に位置する居宅1棟

家屋所在:米沢市古志田町 2207

所有者 :所有者不在(平成27年1月8日に所有者死亡)

種類 :居宅

床面積 :153.26 m²(未登記部分含む 建築年不明)

■物件写真



3 これまでの経過

H27.1	所有者死亡
H29.5	相続人全員が相続放棄したため相続財産法人化
H29.11	小屋の軒折れ→委託による軒折れの応急措置実施(102,600 円)
H30.6	居宅北面の壁面損傷①→委託による開口部閉塞の応急措置実施(357,480 円)
R2.10	玄関屋根の軒折れ及び居宅北面の壁面の損傷②→委託による屋根の修繕及び開口部閉塞の応急措置実施(287,650 円)
R3.2	地震により小屋倒壊→委託による小屋解体の応急措置実施(1,469,600 円)
R7.4	空き家の状況調査を行い、北面及び西面壁面の著しい損壊を確認
R7.6	業者立会いの下、応急措置が可能か確認するが、一部倒壊しており、梁も折れていて物件内への侵入も困難なことから不可との回答 米沢市空き家・空き地バンクの協力不動産事業者へ当該物件の取扱い希望の照会を行うが、希望する事業者はいなかった
R8.4.14	特定空家等の認定のための立入調査実施
R8.4.28	米沢市空家等対策検討委員会の開催
R8.5.21	米沢市空家等対策協議会の開催
R8.6.23	事前の公告(18 日間)
R8.9.28	業務委託契約

4 立入調査における所見と対応について

立入調査を実施した結果、建物が既に一部倒壊しており、建物の損壊が激しく、今後放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがあることから「特定空家等」の状態であるとの所見を得た。また危険排除のため市による応急措置を検討したが、構造的に措置が困難であり、近隣に及ぼす危険性を排除するためには、「略式代執行」による解体工事を実施せざるを得ないものとする。

5 学識経験者等へ意見聴取について

市の内部の関係課で組織する「米沢市空家等対策検討委員会」および外部の学識経験者等により組織する「米沢市空家等対策協議会」に対し、これまでの経過について説明し、「特定空家等」への認定および「略式代執行」による解体工事について協議したところ、「特定空家等」への認定および「略式代執行」による解体工事の実施について周辺住民の安全確保のためには実施はやむを得ないとのことであった。

以上から、空家法に基づき、「特定空家等」と認定し、「略式代執行」による解体工事の実施に向け準備を進めていく。

6 略式代執行の解体費用について

業務委託料 8,360 千円(内国費約 2,758 千円)

用語の解説

「特定空家等」

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項 抜粋)

「略式代執行」

必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項 抜粋)

特定空家等に関する対応の流れ

